

新型コロナウイルス感染症
緊急包括支援事業
【障害福祉サービス等】

- I 感染対策徹底支援事業**
- II 障害福祉サービス再開に向けた支援事業**
- III 職員に対する慰労金支給事業**
- IV 申請書入力方法・その他留意事項**
- V 関連資料**
- VI 問い合わせ先**

I 感染症対策徹底支援事業

- **目的**
- **对象**
- **留意事項**

目的

障害福祉サービス施設・事業所等が、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供するために必要となるかかり増し経費を助成する。

対象

対象となる障害福祉サービス施設・事業所等	対象となる経費の例	交付額の基準	
障害者総合支援法、児童福祉法による障害福祉の全サービス	<ol style="list-style-type: none"> ①生活介護 ②療養介護 ③自立訓練（機能訓練） ④自立訓練（生活訓練） ⑤就労移行支援 ⑥就労継続支援A型 ⑦就労継続支援B型 ⑧就労定着支援 ⑨児童発達支援 ⑩医療型児童発達支援 ⑪放課後等デイサービス ⑫短期入所 ⑬障害者支援施設 ⑭共同生活援助 ⑮福祉型障害児入所施設 ⑯医療型障害児入所施設 ⑰居宅介護 ⑱重度訪問介護 ⑲行動援護 ⑳同行援護 ㉑自立生活援助 ㉒保育所等訪問支援 ㉓居宅訪問型児童発達支援 ㉔計画相談支援 ㉕障害児相談支援 ㉖地域移行支援 ㉗地域定着支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用 ・ 外部専門家等による研修の実施に要する費用 ・ （研修受講等に要する）旅費、宿泊費等 ・ 感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用 ・ 感染防止を徹底するための面会室の改修費 ・ 建物内外の消毒費用・清掃費用 ・ 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費 ・ 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 ・ 自動車の購入又はリース費用 ・ タブレット等のICT機器の購入又はリース費用 ・ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料 ・ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 ・ 居宅介護職員による同行指導への謝金 ・ 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費 	<p>実施要綱（別添）に規定する</p> <p>※多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている場合、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること</p> <p>※多機能型以外の場合、それぞれのサービスの基準単価まで交付可能</p>

※指定事業所、基準該当事業所のいずれも支給対象になります。

※慰労金とは異なり、地域生活支援事業の事業所は対象になりません。

留意事項

(1) 申請方法

国保連合会のインターネット請求・電子請求受付システム
を利用（申請書類をアップロード）してください。

(2) 申請期限

11月30日

※概算額で申請し、補助金の交付を受けた場合は、
支出実績に応じて、実績報告もしくは精算を行って
いただきます。

Ⅱ 障害福祉サービス再開 に向けた支援事業

- 目的
- 対象
- 留意事項（Iと同じため割愛）

目的

障害児者やその家族等が健康や生活を支える上で不可欠な在宅障害福祉サービス等の利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備等の取り組みについて支援を行う。

対象

対象となる障害福祉サービス施設・事業所等	事業内容等	交付額の基準
<p>① 在宅サービス利用休止中の利用者への再開支援への助成事業</p> <p>※右記の事業所のうち、R2.4.1以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った事業所が対象</p> <p>※「在宅サービス利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者とする</p>	<p>①生活介護 ②療養介護 ③自立訓練（機能訓練） ④自立訓練（生活訓練） ⑤就労移行支援 ⑥就労継続支援A型 ⑦就労継続支援B型 ⑧就労定着支援 ⑨児童発達支援 ⑩医療型児童発達支援 ⑪放課後等デイサービス ⑫短期入所 ⑬居宅介護 ⑭重度訪問介護 ⑮行動援護 ⑯同行援護 ⑰自立生活援助 ⑱保育所等訪問支援 ⑲居宅訪問型児童発達支援 ⑳計画相談支援 ㉑障害児相談支援 ㉒地域移行支援</p>	<p>計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所及び在宅サービス事業所が、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を実施した場合に必要な経費を助成する。具体的な取組内容は、次の（ア）及び（イ）のとおり。</p> <p>（ア）相談系の事業所（㉑、㉒のみ）における取組内容 在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、健康状態や生活実態の確認、利用を希望するサービスの確認を行った上で、在宅サービス事業所と連携し、必要な対応（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行う。</p> <p>（イ）在宅サービス事業所（上記（ア）以外）における取組内容 在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、必要に応じて相談支援専門員と連携の上、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスを確認（感染対策に係る要望を含む）し、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整を行う。</p>
<p>② 感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業</p> <p>※右記（①～㉒）のすべて事業所が対象</p>	<p>⑬居宅介護 ⑭重度訪問介護 ⑮行動援護 ⑯同行援護 ⑰自立生活援助 ⑱保育所等訪問支援 ⑲居宅訪問型児童発達支援 ⑳計画相談支援 ㉑障害児相談支援 ㉒地域移行支援</p>	<p>「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備にかかる費用を助成する。</p> <p>※対象経費の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長机、飛沫防止パネルの購入費 ・換気設備の購入及び設置に要する費用 ・電動自転車等の購入又はリース費用 ・タブレット等のICT機器の購入又はリース費用 ・感染防止のための内装改修費

実施要綱（別添）に規定する

Ⅲ 職員に対する慰労金 支給事業

- **目的**
- **对象**
- **留意事項**

目的

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員は、

- ①感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと
- ②継続して提供することが必要な業務であること
- ③障害福祉サービス施設・事業所等での集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事していること

に対し、慰労金を給付する。

対象

福島県の場合 R2.2.14～R2.6.30 に10日以上勤務した方が対象です。

障害福祉サービス施設・事業所等	対象事業所	対象者	給付金額
障害者総合支援法、児童福祉法による障害福祉の全サービス ①生活介護 ②療養介護 ③自立訓練（機能訓練） ④自立訓練（生活訓練） ⑤就労移行支援 ⑥就労継続支援A型 ⑦就労継続支援B型 ⑧就労定着支援 ⑨児童発達支援 ⑩医療型児童発達支援 ⑪放課後等デイサービス ⑫短期入所 ⑬障害者支援施設 ⑭共同生活援助 ⑮福祉型障害児入所施設 ⑯医療型障害児入所施設 ⑰居宅介護 ⑱重度訪問介護 ⑲行動援護 ⑳同行援護 ㉑自立生活援助 ㉒保育所等訪問支援 ㉓居宅訪問型児童発達支援 ㉔計画相談支援 ㉕障害児相談支援 ㉖地域移行支援 ㉗地域定着支援 ㉘重度障害者等包括支援事業所 ㉙障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業所の事業者（支給対象施設・事業所に準ずるものに限る。）であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に自治体からの要請を受けて事業を継続していた（休業要請が出ていない場合も含む）事業所	感染者が発生した施設・事業所 濃厚接触者に対応した施設・事業所	（通所・施設系） 感染者・濃厚接触者発生日以降に勤務を行った場合 （訪問系） 感染者・濃厚接触者に実際にサービスを提供した場合 ※いずれも1日でも要件に該当	1人 20万円
		上記以外の場合	1人 5万円
	その他の施設・事業所	施設・事業所に勤務し利用者と接する職員 ※6月22日以降に、新たに従事した方は対象になりません（勤務日数が10日未満となるため）	1人 5万円

留意事項

(1) 申請方法

国保連合会のインターネット請求・電子請求受付システム
を利用（申請書類をアップロード）してください。

(2) 退職者の取扱い

勤務されていた施設・事業所等が申請してください。

(3) 委託業者の取扱い

①施設・事業所等が申請してください。

②委託業務の内容に応じて施設・事業所等で判断ください。

留意事項

(4) 委任状

勤務している職員から委任状を集めてください。

(5) 二重給付

不当利益として返還していただくこととなります。

お一人一回限りの給付となります。

(6) 申請期限

11月30日

※支給開始後1ヶ月以内を目処に、県に対して実績報告等
を行っていただきます。

IV 申請入力方法

その他留意事項

○ 申請入力方法

～「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」（障害福祉サービス分等）のご案内～ を参照ください。

○ スケジュール

- ・ 入力期間：15日～月末
- ・ 振込日：入力月の翌月末

○ 留意事項

- ・ エラー項目があれば、支払いは1か月遅れます。

○ 申請書の提出

事業所ごとではなく、法人単位で取りまとめて提出してください。

申請書などの提出は、原則、国保連に、電子請求受付システムによるインターネット申請により行います。

上記で対応できない場合は、県へ御連絡ください。

○申請から交付までの事務流れ

	申請受付	審査・概算交付決定	振込	精算
実施者	国保連 →	県 →	国保連 →	県 →
業 主 務 主 な	○申請受付	○申請書審査 ○申請者へ概算交付決定通知送付	○申請者へ振込通知送付 ○申請者へ振込 ○県に完了報告	○精算書類受付 ○精算事務
日程	<p>7月</p> <p>受付：7/28～7/31 データ送付：～8/7</p>	8/11～8/21	8/31	<p>11月末（予定） 申請締切</p> <p>12月～3月末</p>
	<p>8月～11月</p> <p>受付：毎月15日～31日 データ送付：～8日</p>	9日～21日	月末	

○申請事業内容

障がい福祉

- ・ 障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策徹底支援事業
- ・ 障害・福祉サービス再開に向けた支援事業
- ・ 障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金支給事業

V 関連資料

○ 福島県障がい福祉課
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035c/>

○ 福島県児童家庭課
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035a/>

- ・ 福島県の申請書式、ご案内等について、掲載します。

◆厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00148.html

- ・ 事業概要（パンフレット）や実施要綱、Q&A集等が掲載されています。

VI 問合せ先

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関する
電話お問合せ窓口

03-5253-1111（内線7096、7097）

（受付時間は9:30～18:00 土日祝日を除く）

○福島県支援金・慰労金コールセンター（障がい分）
（平日9：00～17：00）

電話番号

0 2 4 - 5 7 3 - 1 9 2 3

※ 7月28日（火） 午前9時から開設します。